



2025 年 10 月 20 日

各 位

東 京 都 渋 谷 区 東 一 丁 目 2 6 番 3 0 号
会 社 名 株式会社モブキャストホールディングス
代 表 者 名 代表取締役 CEO 藪 考 樹
(コード番号：3664 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 管理 管 掌 眞 田 和 昭
(Tel. 03-6820-4191)

第三者割当による第 36 回新株予約権（行使価額修正条項付）、第 37 回新株予約権、第 38 回新株予約権の発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 3 日付の取締役会決議において決議しました、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）を割当先とする第三者割当による第 36 回新株予約権及び第 37 回新株予約権（以下、それぞれを「第 36 回新株予約権」及び「第 37 回新株予約権」といいます。）並びに当社の代表取締役 CEO である藪 考樹氏（以下「藪氏」といい、EVO FUND と個別に又は総称して「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による第 38 回新株予約権（以下「第 38 回新株予約権」といい、第 36 回新株予約権及び第 37 回新株予約権と個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2025 年 10 月 20 日に発行価額の総額（1,200,000 円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025 年 10 月 3 日公表の「第三者割当による第 36 回新株予約権（行使価額修正条項付）、第 37 回新株予約権、第 38 回新株予約権及び第 2 回無担保普通社債（少人数私募）の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2025 年 10 月 20 日
(2) 新株予約権の総数	300,000 個（新株予約権 1 個につき 100 株） 第 36 回新株予約権：200,000 個 第 37 回新株予約権：50,000 個 第 38 回新株予約権：50,000 個
(3) 発行価額	総額 1,200,000 円 第 36 回株予約権 1 個当たり 2 円 第 37 回株予約権 1 個当たり 8 円 第 38 回株予約権 1 個当たり 8 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	普通株式 30,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第 36 回新株予約権：20,000,000 株 第 37 回新株予約権：5,000,000 株 第 38 回新株予約権：5,000,000 株 本新株予約権についてはいずれも上限行使価額はありません。 第 36 回新株予約権の下限行使価額は 23 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 20,000,000 株であります。第 37 回新株予約権及び第 38 回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありません。
(5) 調達資金の額	1,364,200,000 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の	第 36 回新株予約権：

修正条件	(1) 当初行使価額は、46 円とします。 (2) 第 36 回新株予約権の行使価額は、割当日の 1 取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）後に初回の修正がされ、割当日の 2 取引日後に 2 回目の修正がされ、以後 3 取引日が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025 年 10 月 3 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額（但し、当該金額が上記「(4) 当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ 3 連続取引日（以下、2025 年 10 月 3 日と個別に又は総称して「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が上記「(4) 当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、価格算定期間内において第 36 回新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。 (3) 本項第(2)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により第 36 回新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の 1 取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、3 取引日が経過する毎に、本項第(2)号に準じて行使価額は修正されます。 第 37 回新株予約権及び第 38 回新株予約権：行使価額は、46 円とします。 第 37 回新株予約権及び第 38 回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありません。
(7) 募集又は割当て方法 (割当先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 第 36 回新株予約権：EVO FUND 200,000 個 第 37 回新株予約権：EVO FUND 50,000 個 第 38 回新株予約権：藪氏 50,000 個
(8) 権利行使期間	第 36 回新株予約権： 2025 年 10 月 21 日から 2026 年 10 月 22 日まで 第 37 回新株予約権及び第 38 回新株予約権： 2025 年 10 月 21 日から 2029 年 10 月 22 日まで
(9) その他	(1) 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要します。 (2) 当社は、EVO FUND との間で、本新株予約権の買取契約を締結いた

	しました。また、当社は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、各割当先との間で、それぞれ総数引受契約を締結いたしました。 (3) 当社は、第 36 回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第 2 回無担保普通社債（少人数私募）を当社が全て償還した日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた第 36 回新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）の 11 取引日以上前に第 36 回新株予約権者又は第 36 回新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の 16 時までに第 36 回新株予約権者又は第 36 回新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。）、第 36 回新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる第 36 回新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する第 36 回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。第 36 回新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 (4) 上記「(8) 権利行使期間」欄で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

以 上